

令和6年度 松原市留守家庭児童会室 (学童保育) 入室案内

松原市では、保護者等が就労や疾病等により、放課後留守家庭になる児童（小学1年生から6年生）を対象に、安全面に配慮し、適切な遊び及び生活の場を与え、基本的な生活習慣の確立等により健全な育成を図ることを目的としています。児童会室に入室を希望される方は、この案内をよく読んで申請手続きをしてください。

4月入室の申し込みについては、郵送での受付を可能とします。

ただし、申請書等に未記入や不備があった場合は、お電話にて連絡しますので、来庁のうえ訂正していただくことになります。全て不備がなくなった時点で受付完了となりますので、記入に際しては十分ご注意ください。

申込受付期間：令和5年11月1日（水）～令和5年11月15日（水） [当日消印有効]

1. 入室の申込及び受付

1) 受付場所・時間

受付場所：松原市役所 1階 **子ども施設課**

受付時間：午前9時～午後5時30分（開庁日のみ）

① 年度当初（令和6年4月1日）入室希望の方

受付期間：令和5年11月1日（水）～令和5年11月15日（水）

ただし、11月5日（日）に限り午前9時から午後3時まで受け付けます。

※今年度4月～10月分の使用料滞納がある場合、来年度入室の申し込みは受け付けません。また、今年度11月～来年度1月分の使用料を滞納された場合、来年度の入室が決定していても、滞納分を完納するまでは待機扱いとなります。（分納相談等されていても未納があれば来年度の入室要件を満たしていることにはなりません。）

② 年度途中入室希望の方

受付期間：随時

※入室希望日の10日前（土日祝の場合は前開庁日）には申請してください。

※入室審査は入室希望日毎に随時行います。

2) 申し込みに必要なもの

①入室許可申請書 ②家庭状況確認書（①申請書の裏面に記載） ③認印（窓口来庁の場合のみ）

④保護者等の就労証明書（同居（世帯分離含む18歳以上65歳未満）の就労者等全員）※保護者は単身赴任等で別居中の場合も提出が必要です。⑤戸籍謄本写し（ひとり親世帯で初めて申請される方）

⑥令和5年度課税証明書（令和5年1月2日以降に松原市に転入された方）

記入方法については、次ページ「就労証明書及び診断書の記入について」を参照してください。

2. 入室資格

保護者のいずれもが次に示す入室資格のいずれかに該当することが必要です。

（なお、長期休業中のみの入室受付は、おこなっておりません。）

(1) 就労 … 家庭外で仕事をしている場合、または家庭で日常の家事以外の仕事をしている場合
（就労終了時間が午後3時以降、かつ、15日以上放課後留守家庭となる月が3ヶ月以上継続していることが条件になります。）

(2) 就学 … 就学中（職業訓練校等における職業訓練を含む）の場合
（就学終了時間が午後3時以降、かつ、15日以上放課後留守家庭となる月が3ヶ月以上継続していることが条件になります。）

(3) 疾病等 … 疾病にかかり、または負傷し、または精神もしくは身体に障害を有している場合

(4) その他 … 前記に類する状態があると認められる場合

※出産による入室はできません。

ただし、入室後の産前6週間、産後8週間の出産に伴う休暇中は継続入室できます。その後、育児休業を取得する場合は、産後8週間にあたる日が属する月末で退室となります。

*就労証明書及び診断書の記入について

①保護者等が入室希望日において月15日以上、継続3ヶ月以上予定の就労の場合は、就労証明書が必要です。また、就労終了時間は午後3時以降であることが条件です。

(就労証明書は事業所様をご記入ください。)

- 同居している人(入室許可申請書の児童の属する同一世帯の構成員記入者)のうち、就労者(学生・年齢満65歳以上は除く)の人数分、1枚につき1名の就労証明書または診断書の提出が必要です。未成年であっても、就労者は証明書が必要です。
- 現在、未就労だが就職先が決定している方については、就労証明を内定就職先で記入のうえ提出してください。就職後、再度就労証明書または給与明細を提出していただきます。
- 就労開始日が令和6年4月2日以降の場合は就労開始日が入室日となりますので、入室は後回しになる場合があります。
- その他、祖父母宅等から通学のために、校区外の小学校に通学している児童は、保護者及び祖父母宅に在住の満65歳未満の方全員の証明書(小中学生、高校生を除く)も必要になります。

②保護者等が入室希望日現在において月15日以上、継続3ヶ月以上予定の疾病の場合は、病院等(整骨院や鍼灸院等は該当しません)医師の診断が必要です。必ず診断証明書に証明をもらってください。

- 保護者等が年齢満65歳未満の方で、子や孫の保育ができない場合は、就労証明書もしくは診断書の提出が必要です。但し、令和6年4月1日時点で、年齢が満65歳以上(昭和34年4月1日以前生まれ)の方は、就労証明書・診断書の提出は不要です。

③保護者が家族の介護及び通所(園)の介助をしている場合は、介護・看護申立書、要介護者の診断書及び通所(園)証明書又は在学証明書、療育手帳等のコピーの提出が必要です。

- 通所(園)の介助の場合は、入室希望児童の保育ができず、放課後留守家庭になる証明が必要となりますので、通所(園)による送迎バス等の時刻表や、介添証明書も併せて提出してください。

④保護者等が学生(看護学校、職業訓練学校、大学、専門学校、予備校等)の場合は、在学証明書(または学生証の写し)及び始業終業時間の確認ができる証明(時間割、カリキュラム等)の提出が必要です。

- 年度当初申請時点で進学先が未確定の場合は、指定期日までに合格通知書を提出することとし、また、入学後には在学証明書(または学生証の写し)及び始業終業時間の証明できるものの提出が必要になります。
- 進学先が確定している場合は、合格通知書を提出することとし、入学後に在学証明書(または学生証の写し)及び始業終業時間の証明できるものの提出が必要になります。

3. 開設児童会室(各小学校内)(表-1)

児童会室名(通称)	電話番号	児童会室名(通称)	電話番号
松原 留守家庭児童会室(たいよう)	335-8201	中央 留守家庭児童会室(おおぞら)	335-8209
天美 留守家庭児童会室(こぶし)	335-8202	天美西 留守家庭児童会室(わんぱく)	335-8210
松原西 留守家庭児童会室(ありんこ)	335-8203	恵我 留守家庭児童会室(すぎのこ)	335-8211
恵我南 留守家庭児童会室(ひとつや)	335-8204	松原東 留守家庭児童会室(とまと)	335-8212
松原南 留守家庭児童会室(なかよし)	335-8205	河合 留守家庭児童会室(こすもす)	335-8213
松原北 留守家庭児童会室(ひまわり)	335-8206	天美北 留守家庭児童会室(つくし)	335-8214
天美南 留守家庭児童会室(たんぼぼ)	335-8207	布忍 留守家庭児童会室(ともだち)	335-8187
三宅 留守家庭児童会室(にこにこ)	335-8208		

4. 定員 | 児童会室の定員40名

5. 開室期間及び開室時間

(開室期間) 令和6年4月1日～令和7年3月31日

(開室時間) ・月曜日～金曜日 午後1時～午後5時
 ・土曜日 午前8時30分～午後5時
 ・短縮授業の日 授業終了時刻～午後5時
 ・春・夏・冬休み及び
 運動会代休等の学校休業日 午前8時30分～午後5時

6. 休室日

・日曜日、国民の休日
 ・8月13日～8月15日 ・12月29日～翌年1月3日

但し、台風、風邪等による学級・学校閉鎖、その他の理由により休室にすることがあります。

なお、事務処理の都合上、令和6年4月1日と令和7年3月31日は休室協力日とさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

7. 費用負担

① 留守家庭児童会室使用料 金額表 (表-2)

(令和5年度版) 参考資料

階層区分	定義 (令和5年度)	使用料 (月額) 円
A	1) 生活保護世帯 2) 支援給付受給世帯 3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定された世帯の市府民税非課税世帯 4) 障害者又は障害児を有する世帯(※1)の市府民税非課税世帯	0
B	市府民税非課税世帯	1,500
C	市府民税均等割世帯	3,500
D	市府民税所得割課税世帯 (一般世帯)	7,000

第2子以降の児童は、使用料が半額になります。

※1 障害者又は障害児を有する世帯

- ア) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ) 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児
又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

* 使用料の算定においては、住宅借入金やふるさと納税等の特別控除等は加味されず、税額控除される前の課税額により算定されます。

* 毎月の使用料の納期限は、当該月の月末です。所定の納付書により金融機関窓口等でお支払いください。納付書記載のバーコードを読み取ることでスマートフォンのアプリ【PayPay、LINEPay、PayB、auPAY、FamiPay (令和5年10月1日現在)、d払い (令和5年12月1日開始予定)】から納付することも可能です。また、口座振替サービスによる納付も行っておりますので、ご活用ください。

* 上記金額表は、制度改正等によって変更となる場合があります。

② 使用料の算定方法について

市町村民税が6月以降に決定されることに伴い、令和6年4月分から8月分の使用料は令和5年度市町村民税に、令和6年9月分から翌年3月分の使用料は令和6年度市町村民税に応じて、上記の金額表からそれぞれ決定されます。

(令和5年1月1日時点で他市町村にお住まいの方については、当該市町村にて取得できる令和5年度の課税証明書等を、令和6年1月1日時点で他市町村にお住まいの方については、当該市町村にて取得できる令和6年度の課税証明書等を提出していただく必要があります。)

なお、修正申告をされた場合や、世帯の状況が変わった場合においても、使用料の変更が生じることがありますので、ご不明な場合は子ども施設課までお問い合わせください。

③ おやつ代、教材費等は実費負担となります。（各児童会室の保護者会で管理されている費用ですので、金額や支払い方法については、各保護者会にお問い合わせください。）

8. 入室決定 入室審査にて入室の可否を決定し、2月下旬頃から順次通知予定です。
※年度途中入室の場合は、決定し次第通知します。

9. 入室時に必要なもの ・ 連絡帳（ノート等） ・ 上靴（必要とする児童会室があります）
その他必要なものは入室後、指導員より連絡があります。

10. 入室手続きにあたっての注意事項

- ・ 申請書類に不備のある場合、書類の預かりはいたしません。
- ・ 前年度から継続して入室の希望をされる方も、毎年申請が必要です。
- ・ **入室日において、保護者等が就労等している状況にあること。**
- ・ 就職内定等で証明書に勤務実績がない場合は、勤務実績や大学・専門学校等の合格通知を提出していただくことになります。指定期日までに必要書類の提出がない場合及び入室要件を満たさない場合は、入室決定を取り消しますので、ご注意ください。
- ・ 育児休業休暇等を取得している方は、4月入室が決定した場合、原則5月1日までに職場復帰していただく必要があります。なお、5月1日までに復帰しない場合及び復帰した場合であっても、入室要件を満たさない場合は入室決定を取り消しますので、ご注意ください。
- ・ 松原市へ転入、もしくは市内転居する予定があり、現在は入室を希望する留守家庭児童会室の小学校区に住民登録がない場合でも申請は可能です。ただし、利用開始月から当該小学校に通学できない場合は、入室決定を取り消しますので、ご注意ください。
- ・ **使用料を滞納した場合は、児童の入室を許可せず、もしくは入室の許可を取り消し、または出席を停止することがあります。**
- ・ 申請書に記載した事項に誤りや変更等があったときは、直ちに子ども施設課もしくは指導員まで連絡してください。また、虚偽の記載がなされた場合は無効となります。
- ・ **入室を辞退する場合は、子ども施設課にて入室辞退の手続きをしてください。**

11. 入室後の注意事項

- ・ 学校給食のない日は、保護者の責任のもと、必ずお茶・お弁当等を持参してください。
- ・ **児童会室への行き帰りは保護者等の責任とします。**
- ・ 児童会室での生活の範囲は原則当該小学校内とします。
- ・ 児童会室において体調がすぐれないときや、保育中に生じたけが等で医療機関へ受診する必要があるときは、保護者等に連絡する場合がありますので、連絡があり次第、至急児童を迎えに来てください。
- ・ インフルエンザ等で学校の措置により学級を閉鎖される場合は、その学級に在籍の入室児童はその期間の出席を停止します。また学年・学校閉鎖の場合も同様の取り扱いとします。なお、学級・学年・学校閉鎖等により学校の下校が早まった場合も同様ですので、児童会室より連絡しますので至急児童を迎えに来てください。
- ・ 台風等の事由により学校の下校の早まった場合など、児童会室より連絡しますので至急児童を迎えに来てください。
- ・ **事務処理の都合上、児童会室を退室される場合は、退室希望日の10日前（土日祝の場合は前開庁日）までに子ども施設課で退室の手続きをしてください（使用料納入通知書兼領収証書（口座振替をしていない場合のみ）を持参）。退室手続きを行わないと在籍扱いとなり、使用料が発生いたします。**

その他不明な点がございましたら、各児童会室もしくは子ども施設課までお問い合わせください。

（問い合わせ）

松原市役所 福祉部子ども未来室子ども施設課 入所係直通電話 337-3119